

真実を伝える  
組合機関紙

# かいな

JMITU(日本金属製造  
情報通信労働組合)  
日本アイビーエム支部

東京都港区赤坂2丁目20の6  
川瀬ビル5F 〒107-0052  
TEL: 03-3583-9037  
FAX: 03-5562-0853

定価 月 500円

# 日本IBM・キンドリルジャパンは 賃上げ10%を実施せよ

**賃上げ要求の内容**  
24春闘要求書の賃上げ要求は、少ない1回分の賃上げとして2024年4月1日付で賃上げを実

前号の通り、24春闘アンケートの結果、日本IBMとキンドリルジャパンの従業員は、賃金に最も大きな不安・不満(62%の人が選択)を抱きながら、約7割の人が生活が苦しいと実感していることがわかりました。組合は、従業員のこの厳しい生活実態を踏まえた日本IBM支部の24春闘要求書(統一回答指定日は3月6日)を、統一要求日の2月21日に両社に提出、会社要求を対面で伝える要求団交を2月22日に日本IBMと、2月26日にキンドリルジャパンと実施しました。

**組合の賃上げ交渉の構え**  
以上の通り、組合は物価高騰からくらしをまもる大幅賃上げを両社に要

施すること、さらに24年度分の賃上げを24年9月1日付で(キンドリルジャパンは24年7月1日付で)実施することを要求しています。その内容は以下から成っています。  
(1) 全従業員(正社員、契約社員、プロフェッショナル・ブルー、シニア・プロフェッショナル、シニア契約社員、臨時雇用者・派遣労働者を含む)の本給(本俸・月額賃金)を10%引き上げること。  
(2) 本給が下表の年齢別本給下限額(組合が独自に設定)を下回っている従業員について、本給を下表の年齢別本給下限額以上に引き上げること。

24春闘では、なんともしをまもる大幅賃上げをストライキを構えた交渉で勝ち取らなければなりません。

求しており、これに対する有額回答が3月6日に無い場合は、組合は翌7日早朝に日本IBM箱崎事業所前で、14日早朝にキンドリルジャパン本社前で宣伝行動を実施します。また、宣伝行動といっしょにストライキを実施するため、当支部が掲げる項目についてストライキを確立するためのストライキを現在実施中です。さらに、組合は交渉状況に応じた数回の回答日と宣伝行動(ストライキ)を計画しています。

年齢	下限額	年齢	下限額	年齢	下限額	年齢	下限額
20		30	3505	40	4320	50	4900
21		31	3610	41	4378	51	4968
22	2860	32	3715	42	4436	52	5016
23	2900	33	3820	43	4494	53	5074
24	2940	34	3925	44	4552	54	5132
25	2980	35	4030	45	4610	55	5190
26	3085	36	4088	46	4668	56	5248
27	3190	37	4146	47	4726	57	5306
28	3295	38	4204	48	4784	58	5364
29	3400	39	4262	49	4842	59	5422

60歳以上のシニア契約社員の下限額は定年時の80%とすること

従業員の皆さん、今こそ組合に加入し、いっしょにたたかきましょう。組合へのご連絡は3面の「組合なんでも相談窓口」までお願いします。ウェブからは組合トップページ上部の「意見・ご相談」をクリックし、記入、送信して下さい。

# 24春闘 3月6日、賃上げ回答せよ 不当回答なら7日、14日早朝行動



**第296回金属反合共同行動&JMITU中央行動**  
2月14日、金属機械反合闘争委員会が東京都内ですべての争議解決を求め、朝から第296回金属反合共同行動を展開。引き続き午後からはJMITUが中央行動を実施し、両行動には日本IBM支部も参加しました。

2月14日、金属機械反合闘争委員会は東京都内ですべての争議解決を求め、朝から第296回金属反合共同行動を展開。引き続き午後からはJMITUが中央行動を実施し、両行動には日本IBM支部も参加しました。

じ賃金が当たり前だ。日本IBMもキンドリルジャパンも会社が努力したら改善できるはずだ」と訴えました。  
次のノバ・バイオメデイカル本社前行動では、会社がノバ・バイオメデイカル支部の委員長に対して行っている不当な配転・降格・賃金減額や、不当労働行為に対する抗議行動を行いました。

午後からは、JMITUが「24春闘勝利! 大幅賃上げ今年こそ!」をスローガンに中央行動を実施しました。  
JMITUの三木委員長は、参議院議員会館での院内集会で「最低賃金1500円を実現するため、全労連が4月10日に行うビックアクション行動に呼応して取り組む」と強調。さらに「今春闘の情勢は昨年来の物価高が続く中、政府も財界も物価高騰に負けない賃上げを認めざる得なくなっている。攻勢的なたたかいをすれば、大幅賃上げを獲得できる」と団結してたたかうことを呼びかけました。

日本IBM箱崎事業所前行動では、同委員会が委員長が主催者挨拶で「日本IBMは争議を早急に解決するべきだ」と会社の姿勢を批判しました。  
続いて、連帯の挨拶では、JMITUオリジナル支部の西根委員長が、工場閉鎖にともなう退職強要の撤回を求めた争議について、会社との間で和解したことを報告。東京

**裁判・労働委員会スケジュール**

以下に今後のスケジュールをお知らせします。

定年後再雇用賃金差別裁判	3/28(木) 13:10	東京地裁510号法廷
AI 不当労働行為事件	5/17(金) 9:20	都庁第一庁舎南1階集合
定年後再雇用不当労働行為事件		都労委命令の交付待ち

日経平均がバブル期につけた史上最高値を34年ぶりに更新した。一方で、物価上昇により、1人あたり実質賃金は2年連続で減少、1990年以降の最低となるようだ。私たちの生活は一向に苦しいままだ▼こうした中、各企業の労働組合は春闘を通じて生活水準改善に寄与する賃上げを要求している。企業は社会的責任を果たし、社会と経済の持続可能な発展に繋げるべく、要求に対して満額回答することが必要だ▼マズローの欲求段階説によれば、経済的に安定した環境で暮らしたいという欲求が満たされてこそ、人は社会・集団への帰属意識を持ち自己実現を通じて何かを達成することができる。先進7カ国の中で最低と言われる日本の生産性を向上するためにも、企業はまずは経済的安定を従業員に提供することが不可欠だ。(T)

# 春闘重点要求の紹介

## 組合に加入して要求を勝ち取ろう

1面に続き、日本IBM支部の24春闘要求書の重点要求の中から主要な要求を以下に紹介します。以下で、冒頭の(IBM)というカッコ書きは日本IBM向けの要求、冒頭の(キンドリル)というカッコ書きはキンドリルジャパン向けの要求、冒頭のカッコ書き無しは両社向けの要求を意味しています。



### 争議解決の要求

定年後再雇用賃金差別争議、AI不当労働行為

争議を解決すること。  
シニア契約社員の賃金、労働条件を改善し、社内の賃金制度を透明化することが狙いです。

年7月にSSP [Share P Success Plan] に名称変更されました。GDPに関する要求の背景は次の通りです。GDPは元々、年収基準額の5.5%を減じてそれを原資とし、当初の会社説明では「リファレンスサラリー」の6%を基準とするGDPを支給します。GDPを支給し、年間総支払額は従来と同等以上となります」というものでした。

①(IBM) ▼2023年支払い分のGDPを上積み支給すること  
▼GDP制度を廃止し、リファレンスサラリーを6%増額すること。

②(キンドリル) ▼22年支払い分、23年支払い分のGDP(現SSP)を上積み支給すること  
▼SSP制度を廃止し、リファレンスサラリーを6%増額すること。(※キンドリルではGDPは23

19年に支給された後、日本IBMでは20年から23年までの4年間に1回(23年)だけの支給、キンドリルジャパンではIBM時代からの通算で20年から23年までの4年間に2回(22年、23年)だけの支給にとどまり、いずれの年の支給水準もリファレンスサラリーの6%にはほど遠い水準で

した。これでは報酬制度として機能していないに等しく、実質的な賃下げの道具と化している状況です。上記①、②を要求しています。

### 手当に関する要求

(1) 2021年からの物価高騰で従業員の生活はさらに厳しくなっているため、本給(本俸・月額賃金)の引き上げとは別に物価高騰手当を支給すること。

(1) (IBM) 現在の世界の流れに従って、賃下げなしで1日の労働時間を午前9時から午後5時までの7時間、週35時間に短縮すること。これにともない稼働率の上限値を64.9%とすること。

### 働き方改善の要求

(1) (IBM) 特別支給の老齢厚生年金の段階的引き上げが完了することに伴い、「賃下げなしの定年引き上げ」は、職場の切実な要求となつていきます。賃下げなしで65歳まで定年を延長すること。

### 組合に加入し、いっしょにたたかきましょう

従業員皆さん、今こそ組合に加入し、要求を勝ち取るため、いっしょにたたかきましょう。組合へのご連絡は3面の「組合なんでも相談窓口」までお願いします。ウェブからは組合トップページ上部の「ご意見ご相談」をクリックし、記入、送信して下さい。

# 2024年春闘 JMITU統一要求書の紹介

JMITUは毎年、各支部の春闘要求書に加え、春闘JMITU統一要求書を提出しています。以下に24春闘JMITU統一要求書の内容を抜粋して紹介します。

### \* \* \*

(1) JMITUは24春闘で「すべての仲間の大幅賃上げ」に取り組みます。非正規雇用労働者や定年後継続雇用者を含めたすべての仲間の賃上げを実現し生活を安定させることは労働者全体の切実な要求です。また、労働者のやる気を引き出し、職場に活力を生み出すことにつながり、企業にとってもプラスになります。「すべての仲間の大幅賃上げ」の要求に正面から応えることを求めます。

(2) 憲法や労働基準法ではすべての国民に「健康で文化的な」生活を基本

本格的権利として保障されています。全労連が取り組んできた「最低生計費試算調査(単身生活者)」では、都市や地方の違いにかかわらず、全国どこでも最低でもおおよそ月額22〜24万円の生計費(税・社会保険料込)が必要であるという結果が出ています(これらは物価高騰が始まる以前の調査であり、いまはさらに生計費が上昇しています)。こうした結果をも考慮し、非正規雇用の仲間を含め、すべての仲間の最低限度の生活水準を保障するために、企業内最低賃金協定の締結と最低賃金の引き上げを求めます。

(3) 現状の初任給は人間らしい生活を確保するうえであまりにも低い水準であり、大幅な引き上げは若い世代の切実な要求です。また、「人手不

足」が深刻になるなか、人材の確保と定着、技術・技能の継承は避けて通れない課題となっており、企業の将来展望をつくるうえでも初任給の引き上げは重要です。こうした立場から、初任給の大幅引き上げを求めます。また、奨学金返還支援制度の創設を求めます。

(4) 青年、子育て世代、中高年と、ライフステージによって必要な生計費は異なります。それぞれの世代にふさわしい賃金を保障することが求められます。また、将来の賃金水準が見通せることは、青年が将来にわたって安心して働けるという希望と意欲をつくりだします。こうした趣旨から、年齢別最低賃金保障を求めます。

(5) 「均等待遇」は労働者の切実な要求であり、

時代の大きな流れです。パートタイムや有期雇用者、派遣労働者など非正規雇者への正社員との不合理な待遇差を禁止する「パートタイム・有期雇用労働法」がすでに施行されており、経営者には改正法を遵守する責任が求められます。法律の趣旨にもとづき、非正規雇用者の賃金と労働条件・処遇の格差をただちに是正することを求めます。

(2) 企業内最低賃金を月額225,000円以上、時間額1,500円以上とすること。

(6) ジェンダー平等は時代の流れです。女性の賃金差別を是正するとともに、「女性活躍推進法」の趣旨にもとづき、男女間の賃金格差に関する情報開示を求めます。

(7) 以上の立場から左記の項目に誠意をもって回答していただくよう要求します。

(1) アルバイト・パート、派遣・請負などを含め、企業内ではたらくすべての労働者を範囲とする「企業内最低賃金協定」を締結すること。

(3) 「均等待遇」を口実にした正社員の賃金・労働条件の引き下げを行わないこと。

奨学金を返還している労働者について月々の返還金を支援する制度(代理返還など)をつくること。

(3) 「均等待遇」を口実にした正社員の賃金・労働条件の引き下げを行わないこと。

奨学金返還支援制度の創設

奨学金を返還している労働者について月々の返還金を支援する制度(代理返還など)をつくること。

「組合なんでも相談窓口」

会社名	事業所名	職 場 名	氏名	電話番号
IBM	箱崎	ISEL	大岡 義久	090-5243-3082
Kyndryl	六本木	サービスエクセレンス	笹目 芳太郎	080-5915-6329
IBM	大宮西	TLS. CE	佐久間康晴	080-5915-7817
IBM	大阪	TLS	河本 公彦	080-5915-5204
事務所連絡先	TEL 03-3583-9037(月水金 13-16時・除休日) FAX 03-5562-0853		メール kumiai@jmitu-ibm.org WEB https://www.jmitu-ibm.org/	
注) 上記窓口は事業所にこだわらず、連絡のとれる電話番号へどうぞ				
法律相談	労働問題・民事一般相談受付(要予約)			
東京法律事務所	弁護士 水口洋介、今泉義竜、本田伊孝	http://tokyolaw.gr.jp/		
東京法律事務所	東京都新宿区四谷1-4 四谷駅前ビル TEL 03-3355-0611(代)			
旬報法律事務所	弁護士 大熊政一、山内一浩、並木陽介、細永貴子	http://junpo.org/		
東京法律事務所	東京都千代田区有楽町1-6-8松井ビル 受付7F TEL 03-3380-5311(代)			
桜木町法律事務所	弁護士 岡田 尚	横浜市中区山下町207-2 関内JSビル6階 TEL 045-212-1503		
ほづみ法律事務所	弁護士 穂積匡史	http://hozumi-shinyuri.jp/ TEL 044-959-3550		
川崎市麻生区上麻生1-6-1	かわしん新百合ヶ丘ビル305号			